

「活力ある地域社会の実現に向けた  
情報通信基盤と利活用の在り方に関する懇談会」  
開催要綱

## 1 目的

総務省では、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、地域DXの推進を支える情報通信環境の整備に取り組んでおり、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に基づき、有線・無線の通信ネットワークの整備と、そのデジタルインフラを活用し、地域課題を解決するための先進的なデジタル技術の実装が進められている。さらに、デジタルの力を最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現する「デジタル行財政改革」に、関係省庁等と協力して取り組んでいく必要がある。

このような背景の下、都市部と条件不利地域等との地域間格差をはじめとした地域における情報通信利用環境の現状と課題を整理するとともに、超大容量・超低遅延・低消費電力の実現に資する新たな通信ネットワークの将来的な方向性等も視野に入れつつ、人口減少、少子高齢化等が進む中、活力ある多様な地域社会を実現するために必要な情報通信基盤とその利活用に関する政策の方向性を検討するため、「活力ある地域社会の実現に向けた情報通信基盤と利活用の在り方に関する懇談会」を開催する。

## 2 名称

本懇談会は、「活力ある地域社会の実現に向けた情報通信基盤と利活用の在り方に関する懇談会」と称する。通称は「地域懇」と称する。

## 3 検討事項

- (1) 地域におけるエンド・ツー・エンドを含めた通信・放送サービスの利用実態を踏まえた利用環境整備の方向性
- (2) 地域で育成されたデジタル人材が活躍できる環境づくり
- (3) 地域に整備されたデジタル基盤を活用した産業振興やデジタル技術を活用した人手不足等の社会課題への対応
- (4) 地域DX推進に向けた関係者の連携体制の構築・強化 等

## 4 構成及び運営

- (1) 本懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本懇談会には、大臣官房総括審議官（情報通信担当）があらかじめ指名する座長を置く。
- (3) 座長は本懇談会を招集し、主宰する。
- (4) 座長は、必要に応じて、必要と認める者を本懇談会の構成員又はオブザーバ

一として追加することができる。

- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (6) 座長は、必要に応じて、本懇談会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (7) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (8) その他、本懇談会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

#### 5 議事・資料等の扱い

- (1) 本懇談会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本懇談会で使用した資料については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本懇談会の会議については、原則として議事概要を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

#### 6 その他

本懇談会の庶務は、総務省情報流通行政局情報通信政策課が同局地域通信振興課、自治行政局・地域力創造グループ等の協力を得て行うものとする。

(別紙)

「活力ある地域社会の実現に向けた  
情報通信基盤と利活用の在り方に関する懇談会」  
構成員

(敬称略・五十音順)

【構成員】

浦田 真由	名古屋大学 大学院情報学研究科 准教授
大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長
黄瀬 信之	岩見沢市 情報政策部長
(座長) 國領 二郎	慶應義塾大学 総合政策学部 教授
越塚 登	東京大学大学院情報学環 教授
小林 寛史	一般社団法人 ICT まちづくり共通プラットフォーム推進機構 代表理事
坂本 世津夫	愛媛大学 社会連携推進機構 教授
島田 夏美	信州大学 情報・DX 推進機構 DX 推進センター 助教
庄司 昌彦	武蔵大学 社会学部 メディア社会学科 教授
砂田 薫	国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員
関 治之	一般社団法人 コード・フォー・ジャパン 代表理事
中尾 彰宏	東京大学大学院 工学系研究科 教授
前田 浩司	広島県 総務局 DX 審議官
森川 博之	東京大学大学院 工学系研究科 教授